〇 主文

原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

第一 当事者の求めた裁判

原告

- 被告が昭和四五年三月三一日付でした原告の昭和四二年七月一日から昭和四三 年六月三〇日までの事業年度の法人税再更正及び過少申告加算税賦課決定を取り消 す。
- 2 被告が昭和四五年三月三一日付でした原告の昭和四三年七月一日から昭和四四 年六月三〇日までの事業年度の法人税更正及び過少申告加算税賦課決定を取り消

3 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決

被告

主文同旨の判決

第二 原告の請求原因

原告はドライブインを営む株式会社であるが、その昭和四二年七月一日から昭 和四三年六月三〇日までの事業年度(以下「昭和四二年度」という。)及び昭和四 三年七月一日から昭和四四年六月三〇日までの事業年度(以下「昭和四三年度」と いう。)の法人税について、原告のした確定申告、これに対する被告の各更正(ただし、昭和四二年度については再更正。以下、これらを「本件各更正」という。) 及び過少申告加算税の賦課決定並びに各年度について国税不服審判所長がした審査 裁決の経緯は、別表(一)記載のとおりである。

しかし、被告がした本件各更正(審査裁決により維持された部分。以下同 )のうち、昭和四二年度については欠損金七九八、三五八円をこえる部分、昭 和四三年度については所得金額二、一八九、八八八円をこえる部分は、いずれも原 告の所得を過大に認定したもので違法であるから、その取消しを求める。 第三 被告の答弁及び主張 一 請求原因に対する認否 原告の請求原因第二の一の事実は認める。同二の主張は争う。

本件各更正の適法性

原告の昭和四二年度及び昭和四三年度の各所得金額は別表(二)(三)記載のとお りであり、その計算根拠は次のとおりであるから、本件各更正に違法はない。 昭和四二年度 原告が当年度中に、交際費科目で支出した金額のうち 同条第一項第二号により同項本文に定める損金不算入額六、五五三、九八九円を計 算し、その金額から原告の繰越欠損金額を減じて、原告の当年度の所得金額を計算 したものである。 (二) 昭和四三年度 原告が当年度中に、交際費科目で支出した金額のうち四二

七、四五〇円及び手数料科目で支出した金額のうち一〇、九八〇、二九五円(以下 「本件手数料」という。)合計——、四〇七、七四五円は、交際費等に当たるので、前年度の交際費等の額——、三二二、九五九円、当年度終了の日における資本 金三〇〇万円を基礎として、前同様法第六三条第一項本文に定める損金不算入額 三、七〇〇、「三円を計算し、その金額から原告が交際費等の損金不算入額として 申告した金額四七三、七二〇円を減じて交際費等の損金不算入額三、二二六、四〇二円を計算し、右金額及び控除済繰越欠損金額を原告の当年度の申告所得金額に加算し、さらにこれから前年度所得金額に対する未納事業税額を減じて、原告の当年 度の所得金額を計算したものである。

(三) しかして、本件手数料は、原告が自己の経営するドライブインに駐車した 観光バスの運転手、バスガイド、添乗旅行斡旋業者等(以下「運転手等」とい う。)に接待のための心付けとして現金を交付したものであるから、右手数料は、 まさに交際費等に当たるというべきである。

第四 被告の主張に対する原告の答弁及び主張

ー 被告の主張に対する答弁

被告主張の第三の二の事実のうち、本件手数料が運転手等に対する接待のための心付けとして交付されたものであること及び本件手数料が交際費等に当たることは争うが、その余は認める(なお、本件手数料が交際費等に当たるとした場合の係争各年度の原告の所得金額が被告主張のとおりとなることは、争わない。)。 二 原告の主張

本件手数料は、次の理由により「交際費等」に当たらない。

(一) 交際費等と営業経費との差異は冗費性の有無にあると解されるところ、交際費等に当たるには、(1)事業遂行に必然的でないこと、つまり慣行的に広くその定額的支出が実施されていないこと、(2)金員の支払を受けるものは事業関係者であること、(3)飲み食いの浪費的行為か又は反対給付なき財貨供与であるとの三要件を充足することが必要である。しかるに、本件手数料は、広く慣行的に定額として支出されており、かつ、運転手等が観光客をドライブインに誘導して、客が食事をしたり土産品を購入したりすることの仲立的役務に対する対価として、客が食事をしたり土産品を購入したりすることの仲立的役務に対する対価として、あるいは乗客を誘導してくれた対価として支払われるものであり、浪費的飲みなの要素もないのであるから、冗費性はなく、したがつて、交際費等には該当しない。

(二) 本件手数料は広告宣伝費に当たるから交際費等に当たらない。すなわち、 交際費等から除かれる費用として、租税特別措置法施行令(昭和四六年政令第七四 号による改正前のもの。)第三八条の三第一号が定めるカレンダー等を贈与するた めに通常要する費用は、少額であつて、かつ、カレンダー等は多数に配布され、主 として広告宣伝を目的とするものであるが、本件手数料も一回当たりの支払は少額 であつて、かつ、不特定多数の運転手等がその支給対象であり、しかもその支出の 事実は直ちに他の運転手等に伝えられて原告の営業の広告宣伝の目的が達せられる から、広告宣伝費に当たる。

(三) 本件手数料は販売奨励金に当たるから交際費等に当たらない。すなわち、本件手数料の支出は、ドライブインの売上高を伸ばすこと、つまり販売促進を目的としてセールスマンに相当する運転手等に対して、一台のバス客を食事、休憩等のためにドライブインに立ち寄らせ相当の売上げを図るために支払われるものであるから、国税庁長官通達昭和二九年直法一一八五「二四〇二」(昭和四六年直審(法)二三による改正前のもの。以下「通達」という。)に定める販売奨励金ともいえるのであつて、ドライブイン経営上通常かつ必要にしてその支出が慣行化した営業経費そのものというべきである。

(四) 仮に本件手数料が交際費等に当たるとしても、国税通則法第六五条第二項に視定する「正当な理由」がある。すなわち、被告は、本件各更正前は原告の同様の税務処理を是認していたから、本件各更正は被告の見解の変更によるものであり、また、被告のような解釈は法第六三条第五項の不当な拡張解釈なくしては導き出せないものであるから、原告が本件手数料を交際費等に当たらないと考えたことは真にやむを得ないというべきである。したがつて、過少申告加算税の賦課決定に違法である。

第五 原告の主張に対する被告の反論

一本件手数料は交際費等に当たる。すなわち、交際費等とは、広い意味における 交際、接待、贈答その他これらに類する行為のための費用をいうから、交際費等と 当たるか否かは、その支出の名義によるのではなく、当該支出が右のような行の 態に該当するか否かという実質的な判断に基づき決定されるものであつて、そる 出が事業の遂行上必要欠くべからざるものであるかどうかにより、左右される ものではない。また、本件手数料の支出の相手方たる運転手等は、個大とも のため役務を提供したのではなく、その所属するバス会社、旅行斡旋業者原告 の業務の遂行の一環として、原告のドライブインに観光バスを駐車させ、の 設を利用したにすぎないのであつて、当該運転手等が原告と客との間に立つ 提供契約あるいは土産品売買契約を締結せしめることに尺力する積極的な活動は 切ない。本件手数料支出の目的に運転手等の歓心を 提供に対する対価という関係の生ずる余地はない。

二 本件手数料は広告宣伝費には当たらない。広告宣伝費とは、不特定多数の者に 社名、自己製品及び商品等の名称、性能を知らしめ、購買心をそそるために支出す る費用であるが、本件手数料は、観光バスの乗客が原告の経営するドライブインで 食事し、あるいは土産品を購入した場合の当該バスの運転手等にのみ支給されるの であつて、その支給対象が不特定多数であるとはとうていいいえない。また、その

## 〇 理由

一 原告の請求原因第二の一の事実、係争各年度において原告が本件手数料を支出したこと、本件手数料は原告が自己の経営するドライブインに駐車した観光バスの運転手等に交付したものであること、被告が本件手数料を法第六三条第五項に定める交際費等に当たるとして本件各更正をしたこと及び本件手数料が交際費等に当たるとした場合の係争各年度の原告の所得金額が被告主張のとおりであることは、当事者間に争いがない。

一 そこで、本件手数料が「交際費等」に該当するかどうかについて判断する。 (一) 交際費等の範囲について、法第六三条第五項は、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。」と規定しているから、当該支出が交際費等に該当するかどうかについては、第一に、支出の相手方が事業に関係のある者であること、第二に、支出の目的が接待、きよう応、慰安、贈答その他これらに類する行為を目的とすることを必らいであるが、支出の目的が接待等を意図しているかどうかについては、さいことはいうまでもない。

以上の事実が認められ、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

右認定の事実によつてみると、本件手数料は、その支出の相手方が原告のドライブ

インに駐車する運転手等であるから、法第六三条第五項の事業に関係のある者に当たると解することはできる。そして、本件手数料は、運転手等に一人当たり一〇〇円ないし三〇〇円程度の現金を心付けとして任意に支出するものであり、右の支出により観光バスのドライブインに対する駐車を期待するものであるから、右の金員は、文字どおり運転手の歓心を買うための「チツプ」であつて、対価性のない支出であり、その支出の目的は客誘致のためにする運転手等に対する接待であること明らかである。したがつて、本件手数料は交際費等に該当すると認めるのが相当である。

(二) これに対し、原告は、本件手数料は事業遂行に必要な支出で、慣行的に定額として支出されていること、仲立的役務あるいは乗客の誘導に対する対価であること、浪費的飲み食いの要素がないことを理由に交際費等に当たらないと主張する。

したがつて、本件手数料が広告宣伝費に当たるとする原告の右主張も理由がない。 (四) 次に原告は、本件手数料は販売奨励金に当たると主張する。

成立に争いのない乙第一号証に証人Dの証言を合わせると、本件係争各年度においては、製造業者又は卸売業者がその特約店等のセールスマンに対し、その取扱数量が一定額に達した場合にあらかじめ定められているところにより支出する報奨金品の価額は、そのセールスマンを自社のセールスマンと同様の地位にあるものと考え、交際費等に含めない税務処理が行われていたことが認められる。

しかしながら、運転手等が原告のドライブインの取り扱う食事の提供や土産品の販売に関与していることを認めるに足る証拠はないし、運転手等の業務とドライブインの売上げの増加とは無関係であるから、運転手等をドライブインのセールスマンに喩え、本件手数料を右の販売奨励金と同一視する原告の主張は、とうてい採用することができない。また、当該支出が事業に必要な営業経費であるかどうかは交際費等の認定にとつて必要のないこと先に述べたとおりである。よつて原告の右主張も理由がない。

(五) したがつて、本件各更正には原告主張の違法はないといわなければならな

い。 三 原告は、本件手数料が交際費等に当たるとしても、国税通則法第六五条第二項 の「正当な理由がある」から、過少申告加算税の賦課決定は違法であると主張す

しかしながら、本件手数料が交際費等に当たらないと主張する原告の根拠は、右にみたようにいずれも独自の見解であつて採用することができないものであり、本件手数料が交際費等に当たると解することは、法第六三条第五項の解釈上格別困難なことではない。証人Bの証言中には、本件と同種の事案において税務上の取扱いが区々である旨の供述がみられるが、証人Dの証言と対比して採用し難く、また被告がその見解を変更したため本件各更正をするに至つたことをうかがわしめる証拠もない。したがつて、国税通則法第六五条第二項の正当な理由があるとはいえないから、過少申告加算税の賦課決定にも原告主張の違法はないといわなければならない。

四 よつて、原告の本訴請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判官 杉山克彦 時岡 泰 吉戒修一)

<略>